

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」 第五条の三に基づく掲示

当院は、厚生労働省に対して、
「入院時食事療養(Ⅰ)」の
届け出を行っております。

■管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は6時以降)、
適温で提供しております。

【ご参考】入院時食事療養費（10割負担の場合の価格）

入院時食事療養費(Ⅰ)／1食につき	
(1) (2)以外の場合	690円
(2) 流動食のみを提供する場合	625円
※特別食を提供したときは、1食につき76円を加算。	

実際には、患者さんの所得に応じた負担額が
設定され、お支払いいただく金額は異なります。

一般の方	指定難病 の方	住民税非課 税世帯の方	住民税非課税 世帯の方で、 過去1年間の 入院日数が90 日を超えてい る場合	住民税非課税 世帯に属し、か つ所得が一定 基準に満たな い70歳以上の 高齢受給者
1食につき 510円	1食につき 300円	1食につき 240円	1食につき 190円	1食につき 110円